

青梅市条例第22号

青梅市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「および第36条の3の3第1項」を「ならびに第36条の3の3第1項および第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）にかかる所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等にかかる所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等にかかる所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の

適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。)もしくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族または特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「または家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4中「第19条の2第1項」の次に「、付則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

付則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第10条の2第3項から第6項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に、同条第7項中「7分の6」を「5分の3」に、同条第8項および第9項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産にかかる譲渡所得等にかかる個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第33条第1項および第2項ならびに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑

所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産にかかる譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産にかかる課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産にかかる譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産にかかる譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産にかかる譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産にかかる譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産にかかる譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第30条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第

1 4 項中「第 4 項および第 6 項」を「第 5 項および第 7 項」に、「第 4 項および第 7 項」を「第 5 項および第 8 項」に、「第 5 項、第 7 項および第 8 項」を「第 6 項、第 8 項および第 9 項」に、「第 7 項から第 9 項」を「第 8 項から第 10 項」に、「第 9 項」を「第 10 項」に、「第 10 項から第 12 項」を「第 11 項から第 13 項」に、「第 11 項の」を「第 12 項の」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条中第 13 項を第 14 項とし、第 9 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 8 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第 10 条の 2 および付則第 30 条の改正規定ならびに付則第 8 項および第 9 項の規定 公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 第 63 条の改正規定および付則第 7 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定ならびに付則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項または第 4 項」に改める部分に限る。）、付則第 9 条の 2 および第 17 条の 2 の改正規定ならびに付則第 5 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(4) 付則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）および付則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定ならびに付則第 4 項および第 6 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項および第2項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の青梅市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等にかかる部分に限る。）または同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等にかかる部分に限る。）または同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の青梅市市税条例付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項および第6項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度

分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う付則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

6 新条例付則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

7 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(固定資産税および都市計画税に関する経過措置)

9 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税および都市計画税については、なお従前の例による。